

# 豊庄だより

第 742 号 2023 年 1 月 30 日



福岡市早良区南庄 2-26-13  
社会福祉法人林生会豊庄保育園  
園長 西尾 達

「10年に一度の寒波」という気象予報が出、保育園でも対策をとりました。といっても、水道管の凍結予防くらいですが・・・。「1月24～25日が一番気を付けなければ危ない」と報道されましたが、予想より強い寒波にはならず、ほっとしました。それでも風は冷たく（私は）園庭に出る勇気が出ませんでした。しかしながら私と違って、子どもたちは元気です。吹雪の中、かけっこをしたり鬼ごっこをしたり・・・。それを見ていると、ついついカメラを持ち出し、撮りました。（※保育士も元気です）

話題は変わりますが、厚労省より、ある文書が送られてきました。「保育所等における使用済みおむつの処分について」という「事務連絡」でした。

そこには、およそ次のような内容が書かれていました。「使用済みおむつの処分を保育所等で行うことを推奨する。保護者の負担軽減になる。保育士にとっても使用済みおむつを子



どもごとに振り分ける業務がなくなるので、こちらも負担軽減になる。処分のための費用は保護者から（同意を得て）徴収してよい。」

私はこの文書を読み、保護者の負担は減りますが、保育園にとって、はたして負担軽減になるのだろうかと思いました。使用済みのおむつを振り分ける業務が減るのは業務の軽減につながります。しかし、厚労省の文書には、使用済みおむつの処分にかかわらず、引き続き、便の状態や回数等を保護者へ伝える等、こどもの健康状態等の共有をお願いしたいと、保育園に求めています。となれば、これまでの保育士の業務はほとんど変わりません。また、使用済みおむつの管理も気になります。毎日業者が収集には来て

くれるとは思えないので、保管しなければなりません。衛生面での課題も生じそうです。さらに処分代を保護者より徴収してよいとなっていますが、もしも枚数に応じての徴収となれば、使用したおむつの数を毎日カウントしなければならず、保育士の業務に負担がかかります。また、実費徴収の事務負担も増えます。

心配の材料はまだあります。トイレ・トレーニングをしている時、使ったおむつによる保護者と保育園との情報交換が難しくなるのでは・・・。いろいろと考えればきりがありません。

